

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案に対する意見の募集(パブリックコメント)について

平成26年2月18日(火)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

代表: 03-3581-3351 直通: 03-5501-3156

課 長:塚本 直也(内:6871) 課長補佐:鈴木 清彦(内:6876) 課長補佐:中野 哲哉(内:6880) 担 当:中崎 友輔(内:6880)

環境省では、都道府県と協調し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により中小企業者等が有するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用を軽減していますが、今般、同基金による支援対象を見直すことを検討しています。本案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成26年2月18日(火)~平成26年3月19日(水)までの間、意見の募集(パブリック・コメント)を実施いたします。

#### 1. 概要

現在、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による処理費用負担軽減の対象になっているのは中小企業者のほか、従業員 100 名以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人に加え、過去に事業を廃止した後に個人が保管することとなった者等ですが、その他の法人や個人においてもポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している者がいます。これらの状況を踏まえ、同基金による支援内容の拡充を図ることを検討しています。

#### 2. 意見募集の対象

別紙「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案について」

#### 3. 意見募集要領

# (1) 募集期間

平成26年2月18日 (火) から平成26年3月19日 (水) (※郵送の場合は同日必着)

## (2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先 に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は件名を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案に関する意見」としてください。

なお、上記以外の方法(電話等)による御意見は受け付け致しかねますのであらか じめ御了承ください。

## 【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

FAX: 03-3593-8264

## (3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて 御了承ください。

## (4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式(A4版)にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名]ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案に関する意見

「宛先」環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号·住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

「御意見〕

#### (5) 資料の入手方法

① 環境省ホームページのパブリックコメント欄 (http://www.env.go.jp/info/iken.html)

② 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館26階)

- ※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。
- ③ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し80円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案について

## 1. 背景

現在、基金による処理費用負担軽減の対象になっているのは中小企業者のほか、従業員 100 名以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人であるが、その他の法人においてもポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者がいる。

このため、下記のような制度の見直しを図ることを検討している。

#### 2. 具体的な内容

処理費用軽減の対象となっていない中小保管事業者や個人への支援

現在中小企業者のほか、従業員 100 名以下の学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人であるが、その他の法人について軽減の対象となっていない。

このほか、独立行政法人環境再生保全機構法施行規則第 21 条第二号に該当しないが個人が保管している場合がある。これらの処理費用負担能力の乏しい個人についても、現行では基金の支援対象となっていない。

このため、現行の軽減対象と同規模である従業員 100 人以下の法人及び独立行政法人環境再生保全機構法施行規則第 21 条第二号に該当しない個人についても基金の対象とする。

#### 3.スケジュール

平成26年4月から適用する予定。

## 独立行政法人環境再生保全機構法

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一~ 四 (略)

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号) 第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同 じ。)の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

#### 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)

- 第二十一条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のと おりとする。
  - 一 <u>中小企業者</u>(中小企業支援法 (昭和三十八年法律第百四十七号)第二条第一項 に規定する中小企業者のうち、同項 に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社(以下この号において「大企業者」という。)の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係(法人税法 (昭和四十年法律第三十四号)第四条の二 に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。)がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。次号において同じ。)又は常時使用する従業員の数が百人以下の学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人(以下「学校法人等」という。)が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第四号において同じ。)の処理に要する費用(第三号及び第四号に掲げる費用を除く。次号において同じ。)
  - 二 中小企業者が解散若しくは事業の廃止により中小企業支援法第二条第一項 各号の規定に該当しなくなった後又は学校法人等が解散し、若しくは事業を廃止した後に個人が保管することとなった、 当該中小企業者又は当該学校法人等の保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用
  - 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用
  - 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用